

委託業務特記仕様書（令和6年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超える500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

（1） ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務スケジュール管理表)

- 第7条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。
- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

(W e b会議【発注者指定型】)

- 第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「W e b会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「W e b会議実施要領」を適用する。
- 2 W e b会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

W e b会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(W e b検査【発注者指定型】)

- 第9条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「W e b検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「W e b会議実施要領」を適用する。
- 2 W e b検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

W e b会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

- 第10条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)

- 第11条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。
- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyouuu/>

(C I M活用業務【受注者希望型】)

第12条 本業務は、CIM（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。

2 受注者は、CIM活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

CIM活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshankata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

(本業務の特記仕様事項)

第13条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

別紙「物揚場修繕調査設計業務特記仕様書」による。

物揚場修繕調査設計業務特記仕様書

委託業務名：R 6 徳島 小松島港（旧港地区） 小・小松島 物揚場修繕調査設計業務

1. 目的

徳島小松島港（旧港地区）旧一条物揚場にて、平成29年11月に港湾施設の詳細点検業務を行ってから数年経っています。前回詳細点検時においてエプロン・鋼矢板等の損傷が著しいため、修繕工事も施行しないといけないので、港湾施設の点検診断業務を行い、調査結果を基にエプロン・鋼矢板、附属施設等の修繕設計を行うものである。

2. 作業内容

(1) 打合せ等

本業務の打合せは、設計業務については業務着手時、中間1回、業務完了の3回を基本とし、必要に応じて隨時実施するものとする。汀線測量及び調査業務が完了した際に1回報告の意味をかねて協議を行うものとし、当初および最終は、管理技術者が立会するもとする。

(2) 設計業務

ア. 設計計画

設計にあたり、資料収集整理を行い、事前に業務の目的、内容を把握し、業務の手順および遂行に必要な計画を立案する。

イ. 設計条件の設定

調査結果を基に設計条件を設定する。

ウ. 比較構造諸元の検討

設計条件を基に数案構造諸元を作成し比較し検討を行い、現場に最適な構造を決定する。

エ. 図面作成

平面図、縦断図、標準断面図および附属物取付図等の図面を作成する。

オ. 数量計算

設計図を作成し材料等の数量を計算する。なお、工事積算が出来るよう作成すること。

カ. 報告書作成

設計の目的、設計内容、設計書等を整理して報告書を整理する。

キ. 照査

業務内容一切の照査を行う。

(3) 測量業務（汀線測量）

ア. 測量準備

測量を実施するにあたり、必要な準備を行う。関係機関との諸調整も含む。

イ. 基準点測量

汀線測量のためを実施する際に必要となる主要基準点の位置を求める測量。

ウ. 水準測量（汀線測量）

汀線測量のためを実施する際に必要となる高さを求める測量。

エ. 縦断・横断測量（汀線測量）

(ア) 縦断測量

各トラバース点（主要基準点および補助基準点）について往復水準測量を行う。

(イ) 横断測量

各トラバース点（主要基準点および補助基準点）を基準とし、汀線にほぼ直角方向に水準測量を行う。

(4) 調査業務

調査については、港湾施設の点検診断業務と同等以上の調査とする。

ア. 計画準備

現地調査業務を行うにあたって事前に業務全体の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画立案する。

イ. 目視調査（陸上からの踏査）

陸上から施設全体の目視可能な部材について劣化・損傷状況などの目視調査を行い、記録等を整理する。

ウ. 目視調査（海上からの踏査）

船上にて施設全体の海面上の部材について劣化・損傷状況等の目視調査を行い記録等を整理する。

エ. 潜水調査

潜水士により、海面下の部材について劣化・損傷状況等の調査を行い、記録を整理する。

オ. 電位測定

陽極の電位測定を行い、記録を整理する。

カ. 肉厚測定

潜水士により、鋼材の一部の付着物除去後、肉厚測定を行い、記録を整理する。

キ. 報告書作成

調査目的、調査内容、調査結果を整理して報告書を整理する。

3. 許可申請書等

潜水調査の際は、港則法第31条および同法43条に基づき工事・作業許可申請を行い、許可を得ること。

4. 安全監視船（船外機）

本業務の安全監視船（船外機）は4隻／日を見込んでいる。なお、海上保安部および関係機関との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

5. 成果品

共通仕様書に基づく成果品等を提出にあたり、当該業務は、電子納品対象外であるが、電子納品にて提出するもとする。設計、測量、調査と項目別に作成し報告書の印刷・製本は1部とし、電子納品は正・副あわせて2枚とする。なお、別途監督員が必要と判断した場合は、協議を行った上で提出するものとする。

6. その他

- (1) 維持管理計画書を作成を職員で行う予定である。調査結果を基に作成するため、受注業者は協力をすること。なお、製本等が必要な場合も行うものとする。
- (2) 調査結果を基に設計業務を行うが、調査業務等や予定以外の項目が増えた場合、監督員と協議の上、打ち切り精算を行うことがある。
- (3) 上記およびその他疑義が生じた場合は、協議を行った上で決定するものとする。